(2)

全従業員に詳細伝達するの困難を述べ、訓示書数の交附を求む。茲に於て会社は委員と協議の結果、ゴム部全従業員に直接訓示をなす事となり、午后二時を期し男工員会合所に於て約二百名の争議委員に訓示をなす。訓示は其の防害を受けず頗る静粛の裡に終る。時に三時なり。

ゴム部従業員はE/S部の回答発表さるゝやE/S部の態度と同一の歩調をとるべく十八日夜来、稍々怠業状態となる、十九日に入りE/S部より充分なる供給なきを理由とし怠業状態漸次濃厚となる、午后に至りては殆んど真面目に就業するもの無きに至る、午后五時に至るもゴム部要求者の意見纏らざるを理由として、二十日午前十時迄、ゴム部の承諾或は不承諾の回答期を延期されたきとの希望に対して会社は之を承認す。会社は夜分に於ける作業が満足ならざるものある事を知るの他、又は其他万一不慮の行動なきやを慮り、十九日より夜業を禁止す。

廿日に至りE/S部の怠業は益々悪化の度を加ふ、ゴム部又、これ等はE/S部と同一歩調を執るものなりとばかり、その態度にて全工場の怠業手の着ける所を知らざる状態となれり、尤も工場によりては会社より、回答の命のあるまで、と作業を中止せしめし所もありたれば(これは未製品の儘、永く放任すれば全々完全なる製品とならざる理由あればなり)、従業見合せの命を受けたる工場の従業員は、只公然手を束ねて雑談をなす者、他の工場へ徘徊する者等を出し、ますます怠業を命を旅が上にも唆る事となれり。

ゴム工組合委員は、午前十時、会社に対しE/S部のなせると同様の意味の不承諾なる旨を通ず。

会社はE/S部及びゴム部従業員が会社の誠意ある回答に対して偽りに不合理なる行為を敢てし、益々怠業の悪化せる、此際到底従業員と妥協の途なきを認め、茲に止を得ず断然たる処置を執るの余儀なきに立至れり。即ち午前十一時、会社は、まずE/S部に対して左の如き宣告をなす。

「エンヂニヤ部ハ、会社ノ誠意アル回答ヲ承諾セザルニヨリ会社ハ、茲ニエンヂニヤ部従業員ニ左ノ要項ニ対シテ最後ノ回答ヲ求ム。

一、従来通リノ能率ノ下ニ就業スルヤ

二、尚、怠業ヲ継続スルヤ

右ノ回答ハ本日午后二時マデトス、若シ右ニ対シ同時刻マデニ回答ナキカ又ハ怠業ヲ続クル場合ハ、会社ハ、エンヂニヤ部工場ヲ本日午后四時半ヨリ無期閉鎖ス。」

右の宣告一度出づるや、E/S部及ゴム部従業員は、会社の態度が意外に強硬なるを知り、甚しく狼狽し前後策を廻らすに汲々たる模様見ゆ、午后一時四十分と覚しき頃［判読不能］